

岩手県企業局管理規程第2号

企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月27日

岩手県企業局長 佐々木 幸 弘

企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程

企業局企業職員給与規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用地交渉等手当)</p> <p>第9条の2 用地交渉等手当は、職員が<u>現地において、土地の</u>取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉（一般職員について、用地交渉等手当を支給しないこととされている交渉を除く。）の業務に従事したときに、支給する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(用地交渉等手当)</p> <p>第9条の2 用地交渉等手当は、職員が土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉（一般職員について、用地交渉等手当を支給しないこととされている交渉を除く。）の業務に従事したときに、支給する。</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。